

精華町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための令和８年度方針

１．目的

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の需要の増進を図ることが重要である。

このため、精華町においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等が供給する物品等の調達を一層推進する。

２．用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３．適用範囲

本方針の適用範囲は、本町のすべての部署が障害者就労施設等に発注する物品等の調達とする。

４．障害者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業（基準該当事業を含む）に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 障害者優先調達推進法施行令（平成２５年政令第２２号）第１条第１号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令（平成２５年政令第２２号）第１

条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

ク 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

ケ 物品等の調達に関して障害者就労施設等にあっせんし又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口（特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター等）

5. 調達目標

令和8年度調達実績額が令和7年度実績額を上回ることを目標とする。

令和7年度実績額：11,126,151円

6. 対象品目

本町における調達を推進する物品等は次のとおりとするが、記載のない物品等の調達も検討し、できる限り幅広い分野から調達するように努める。

（1）物品

- ・食品類（弁当、パン、菓子、コーヒー等）
- ・日用品、雑貨類（被服、工芸品、手芸品、おもちゃ等）
- ・農作物類（野菜、花、米、茶等）
- ・印刷物類（ポスター、チラシ、点字出版物等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

- ・印刷（ポスター、チラシ等の印刷業務）
- ・軽作業（袋詰め、封入、包装、発送等）
- ・清掃・除草
- ・クリーニング
- ・データ入力
- ・ホームページ管理
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

7. 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供可能な物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報を提供する。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に際しては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の可能性について十分に検討するよう努める。

8. 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直したときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を町ホームページ等により公表する。

9. その他

(1) 障害者就労施設等からの物品の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

(2) 障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、公共施設内に授産製品販売スペースを設け、町民等に対する周知啓発に努める。

(3) 本方針に関する担当窓口は、健康福祉環境部社会福祉課とする。